# 社会福祉施策との連携事例と課題(長野県)

### 行政の体制

■ 動物管理行政と福祉行政の組織図(抜粋)

※緑は動物部局、青は福祉部局(青ストライプの福祉は、市町村に移管) 健康福祉部 保健福祉事務所 健康福祉政策課 (総括・企画調整等) (地域支援計画・生活保護・ 地域福祉課 民生児童委員、生活困窮) 保健所 保健·疾病対策課 (精神保健) (精神保健、 【外部委託機関】 介護支援課 (高齢者) 動物愛護管理 ·長野県長野生 福祉事務所 活就労支援セン (障がい者) 障がい者支援課 ター「まいさぽ信 州長野」 食品·生活衛生課 動物愛護センター (社会的孤立)

## 動物部局が抱える多頭飼育問題

- 多頭飼育の現状及び課題認識
- 多頭飼育の問題を抱える住民の属性は、高齢者、ブリーダー、精神・ 知的障がい者、生活困窮者など多様

(動物愛護)

- 規制は、動物愛護条例第9条の多頭飼育(犬・猫10頭以上)の飼養者に対する届出の義務。違反者は5万円以下の過料)
- 動物の所有権は飼育者にあり、行政の介入が困難

(動物愛護管理)

- 福祉部局との調整が必要な局面では、属人的につてをたどって相手 先を模索しながら調整(≒職員の孤立・業務の非効率)
- 飼育者や近隣の苦情者の動物を含む複合的な課題を認知した際に、 核となって課題を整理し、県や市町村を含む関係部署をつなぐ役割 を担うコーディネーターの存在が望まれる

## 多頭飼育関係の取組

- 多頭飼育関係の取組(勉強会、研修、協議会、パンフ等)
- 長野県においては、食品・生活衛生課が動物行政を、地域福祉課、保健・ 疾病対策課、介護支援課、障がい者支援課が対象者別に福祉行政を所管 しており、明確な連携等はない
- しかし、2018年7月23日(月)に、研修会「地域福祉支援計画における職種 連携のための勉強会~多頭飼育崩壊事例と社会的孤立化について考える ~」を開催し課題を共有(長野県関係者、打越委員、佐藤委員による発表と 環境省担当者を含めた意見交換。)
- 長野県健康福祉部内各課(動物愛護、精神保健、生活保護、公衆衛生分野の職員)、県内福祉事務所を中心に、42名が参加
- さらに、2018年11月20日(火)に、「動物愛護管理行政に関わる多職種連携 のための勉強会」を開催。(長野県関係者、佐藤委員、環境省担当者による 発表と意見交換。)
- 長野県健康福祉部関係機関(保健所、動物愛護センター)、市町村職員を 中心に、44名が参加
- ※福祉サービスの主体は市町村が基本。

## 福祉部局が抱える多頭飼育問題

- 多頭飼育の現状及び課題認識
- 政令市や中核市については、「保健所」と「福祉事務所」の両方があり、動物行政と福祉行政が連携しやすいと思われるが、その他の市町村の福祉行政については、動物行政(保健所)との連携の仕組みがない
- 高齢者を支援するケアマネージャー、障がい者を支援する相談支援専門員、 生活保護世帯を支援するケースワーカー、地域住民の状況に精通した民 生委員等の福祉関係者が多頭飼育に関する研修を受ける機会がない

